

掛川市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。その関係図面は、令和3年1月14日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月14日

掛川市長 松井三郎

NO	路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
1	永住禅寺線	高田字松葉 1920-1地先	高田字松葉 1903-2地先	4.0-5.2	120
2	海洋公園支線	国安字同所新田 2808-2地先	千浜字前野 8184-5地先	5.0-5.0	1050
3	新屋町仲町線	横須賀字新屋町 613-3地先	西大渕字宮東 5645-14地先	4.0-4.0	250.0
4	海洋公園線	国安字同所新田 2788-1地先	千浜字前野 8572-2地先	4.9-21.9	553.6
5	千浜西海の家線	千浜字前野 7543-1地先	千浜字前野 8184-3地先	3.3-13.5	566.7
6	鮑座東南線	浜野字大之浦 3906-1地先	浜野字大之浦 3171-4地先	2.2-9.8	667.9
7	沖之須22号線	沖之須字外野 1827地先	沖之須字浜砂 2902地先	2.5-32.7	482.1
8	大渕30号線	大渕字浜 4013-1地先	大渕字前浜 1456-972地先	1.1-7.6	300.5
9	沖之須15号線	沖之須字安井新田 851-1地先	沖之須字砂浜259 1地先	2.3-17.6	627.8
10	沖之須17号線	沖之須字外野 1920-1地先	沖之須字砂浜 2531地先	2.3-12.2	487.4
11	沖之須21号線	沖之須字外野 1863-1地先	沖之須字砂浜 2798地先	2.5-10.4	453.4